

教育委員会定例会会議録

令和8年6月18日(木)

教育委員会定例会会議録

令和8年6月18日午後3時00分教育長青柳和富が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 青柳和富 委員 赤坂雅裕 委員 伊藤季美
委員 伊藤甲之介 委員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 中原健一郎	教育推進部長 森井武
教育指導担当部長 力石裕司	教育総務課長 小川剛志
教育施設課長 有本昌人	学務課長 小島英博
教職員担当課長 牧野桃子	学校教育指導課長 新居博志
青少年課長 鈴木俊也	社会教育課長 仲手川武
教育センター所長 松永昭治	図書館長 根岸恵子
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議の議事は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案が11件ございます。資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、ただいまから6月定例会を開催いたします。

日程第1、教委議案第36号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則の一部

を改正する規則についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第 1、教委議案第 36 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書は 1 ページから 7 ページでございます。

本案はすべての茅ヶ崎市立小学校及び中学校に学校運営協議会を設置したことを踏まえ、学校評議員を廃止するものでございます。

学校運営協議会を通じて、学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりが実現できるよう、令和 3 年度から順次設置を進め、令和 7 年度すべての小中学校に設置が完了したことから提案するものでございます。

今後、学校評議員が担っていた役割を学校運営協議会の取り組みの 1 つとして移行することで、組織的、継続的な体制が構築され、学校と地域の協働関係、信頼関係の一層の充実を見込んでおります。

新旧対照表につきましては 4 ページをご覧ください。なお、この規則は公布日から施行することといたします。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。特にご意見等がなければ、日程第 1、教委議案第 36 号、茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に日程第 2、教委議案第 37 号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長 日程第 2、教委議案第 37 号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺

跡の追加指定に係る意見具申についてにつきまして、社会教育課長からご説明いたします。

議案書は 8 ページから 11 ページとなります。

本案は、文化財保護法第 109 条第 1 項の規定に基づき、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の史跡への追加指定を受けるために、同法第 189 条に規定する意見具申を文部科学大臣及び文化庁長官に対して行うものでございます。

議案書 9 ページをご覧ください。

古代の郡衙跡である史跡下寺尾官衙遺跡群は、現在約 6 万 4640 平方メートルが国史跡に指定されています。

また、同じ場所に重なる弥生時代の環濠集落跡である下寺尾西方遺跡は現在約 5 万 2249 平方メートルが国史跡に指定されています。

この度、史跡指定地に近接する地点について遺跡が残存する可能性が明らかになったことから、地権者に史跡指定についての同意をいただき、史跡追加指定の意見具申を行うものでございます。史跡の追加指定の面積は下寺尾官衙遺跡群が 3,000.45 平方メートル。下寺尾西方遺跡が 1,788 平方メートルになります。

議案書 10 ページをご覧ください。今後の動向としましては秋口に国の文化審議会の審議を受け、年明けに指定の告示がされる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。特にご意見等がなければ、日程第 2、教委議案第 37 号、国指定史跡下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡の追加指定に係る意見具申については、原案のとおり決定することでのかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは原案のとおり決めます。

次に、日程第 3、教委議案第 38 号、国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋保存活用計画（素案）についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。博物館担当課長。

○博物館担当課長 日程第3、教委議案第38号、国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋
保存活用計画（素案）についてにつきまして博物館担当課長よりご説明いたします。

議案書は12ページから16ページでございます。また、お手元に計画素案の本編があらうかと
思いますが、本日は概要版に沿ってご説明させていただきます。

議案書13ページ、概要版の1ページ目をご覧ください。

本計画は、国登録有形文化財である藤間家住宅主屋について、文化財保護法に基づき、文化財
としての価値を明らかにし、その価値を次世代へ確実に継承していくために策定するものでご
ざいます。

単に建物を保存するだけでなく、現在の保存状態や課題を整理した上で、どこをどう守り修理
し、どのように活用していくか、基本的な考え方をうたったものでございます。

策定にあたりましては、市文化財保護審議会及び策定部会におきまして、外部有識者の専門的
なご意見をいただきながら検討を進めて参りました。

計画期間は令和8年度から概ね10年間を見通すものとし、必要に応じて見直しを行います。

本計画は第1章から第6章までで構成をしております。

続きまして議案書14ページ、概要版2ページ目をご覧ください。

第1章では、藤間家住宅主屋の文化財としての概要と価値を整理しております。藤間家住宅主
屋は昭和7年、1932年に建てられました木造平屋建ての近代住宅です。近代住宅の先駆者と言
われております西村伊作が設計に関わった建物であり、昭和初期の住宅近代化を示す建築とし
て文化財の価値を有しております。

また主屋が立つ敷地は、江戸時代以来、名主であり廻船問屋でもありました藤間家の屋敷地で
もございます市指定史跡藤間家近世商家屋敷跡としての価値も有しています。

そのため本計画では、主屋だけを単独でとらえるのではなく、藤間家や柳島の歴史、古文書や
美術工芸品などの関連資料、屋敷林、石垣などの敷地内の動植物も含めて一体の文化財として
とらえております。

その価値を大きく2つに整理しております。

1つ目は主屋そのものの建築的価値です。昭和初期の住宅近代化を示す建築であり、和風・洋風

が融合した和洋折衷の意匠に特色がございます。

2つ目は、史跡及び敷地全体としての価値です。近世商家の屋敷跡と近代住宅が重なって残る歴史的重層性があり、茅ヶ崎の近世近代を語るに欠かせない文化財が構成されております。

続きまして議案書 15 ページ、概要版 3 ページ目をご覧ください。

第 2 章では保存管理計画を定めております。藤間家住宅主屋は外観内観ともに創建当時の様相をよく残しております。一方で、耐震性に課題がある他、建物自体も経年の劣化をしております。そのため本計画では、建物が建てられました昭和 7 年を復元する基準年としまして、保存・保全・その他の部分に区分し、それぞれの部材ごとに保存の方針を定めております。

その計画に基づいて、今後保守・改修を行って参りたいと考えております。

続きまして、第 3 章の環境保全計画です。

藤間家住宅主屋の価値は建物だけで完結するものではなく、敷地の景観を構成する屋敷林、石垣等敷地内の動植物などが一体となって、歴史文化の文化財を構成しております。そのため計画対象区域を区分し、景観や樹木、主屋以外の建造物につきましても保存方針を定めております。

今後の改修にあたっては、敷地内の歴史的要素と自然環境の双方に配慮し、文化財としての価値を損なわないよう管理して参ります。

続きまして議案書 16 ページ概要版 4 ページ目をご覧ください。

第 4 章では、防災計画を定めております。藤間家住宅主屋は木造建築でございます。特に火災への備えが必要ですので、そういった防火・防犯対策等を基本とした、適切な体制を構築して参ります。また、令和 6 年度に実施しました耐震診断に基づきまして、今後耐震補強をすることをうたっております。

最後に第 5 章、公開活用計画でございます。

本計画では文化財の本質的価値を継承しつつ、市民や来訪者にわかりやすく発信することを基本方針としております。当該地は住宅地に立地しておりますので、騒音・交通・防犯などの周辺の住環境に十分配慮して運用することとしております。なお今後、耐震改修を施すことを計画しておりまして、工事後は主屋内部の公開を実施いたします。それに向けた便益施設等の整

備も行って参ります。

管理運営体制につきましてですが、市教育委員会は文化財の管理者として全体を総括して参ります。また、持続可能な活用を図るため、民間の知見も参考にしながら、文化財の保存と活用の両立に資する運営のあり方を、今後検討して参ります。

具体的な運営方法につきましては、今後、別にサウンディング等の調査の実施、市民等の意見の聴取を行いながら、改めて整理して参ります。

なお、概要版にはございませんが、第6章は、文化財保護法をはじめとする法令の諸手続きを整理したものでございますので、概要版におきましては割愛させていただいております。

以上が、国登録有形文化財藤間家住宅主屋保存活用計画の概要でございます。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第3、教委議案第38号、国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋保存活用計画（素案）については、原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

（異議なしの声）

○教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に日程第4、教委報告第22号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題いたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第4、教委報告第22号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてご説明いたします。

議案書は17ページと18ページとなります。本件は、育休代替任期付職員である給食調理員が5月29日をもって任期満了により退職したことについて報告するものでございます。説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第4、教委報告第22号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは承認することといたします。

次に、日程第5、教委報告第23号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第5、教委報告第23号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書は19ページから30ページでございます。

本案は茅ヶ崎市学校運営協議会規則第3条第2項の規定に基づき、20ページから30ページの名簿にありますとおり報告がありました。

茅ヶ崎市立第一中学校、5月1日から2名。鶴が台中学校、4月1日から7名。そして浜須賀中学校、4月1日から1名。円蔵中学校へ4月1日から1名、6月1日から1名。萩園中学校、6月1日から13名の委員を専決処分したものでございます。

なお、委員の委嘱期間につきましては2年任期といたしますが、学校職員につきましては、前任者の残任期間といたします。以上、報告をいたしますのでご承認をお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第5、教委報告第23号、茅ヶ崎市立学校学校運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは承認することといたします。

次に日程第6、教委報告第24号、茅ヶ崎市教育支援委員会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

学校教育指導課長。

○学校教育指導課長 日程第6、教委報告第24号、茅ヶ崎市教育支援委員会委員の委嘱に関する

る専決処分についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書は 31 ページから 32 ページでございます。

本案は、茅ヶ崎市教育支援委員会規則（平成 19 年教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、32 ページの名簿にありますとおり、14 名の委員の委嘱について専決処分したものでございます。なお、委員の委嘱期間は令和 8 年 5 月 24 日から令和 10 年 5 月 23 日までといたします。以上ご報告いたしますので、よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 6、教委報告第 24 号、茅ヶ崎市教育支援委員会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○教育長 それでは承認することといたします。

次に日程第 7、教委報告第 25 号、茅ヶ崎市博物館協議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局説明をお願いいたします。

博物館担当課長。

○博物館担当課長 日程第 7、教委報告第 25 号、茅ヶ崎市博物館協議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、博物館担当課長よりご説明いたします。

議案書は 33 ページから 35 ページをご覧ください。

本案は茅ヶ崎市博物館条例第 16 条に基づき、茅ヶ崎市博物館協議会委員のうち 34 ページの名簿のとおり、家庭教育関係者への委嘱について専決処分をしましたので、ご報告し承認を求めらるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 7、教委報告第 25 号、茅ヶ崎市博物館協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○教育長 それでは承認することといたします。

次に日程第 8、教委報告第 26 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

南湖公民館担当課長。

○南湖公民館担当課長 日程第 8、教委報告第 26 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、南湖公民館担当課長よりご説明申し上げます。

議案書は 36 ページから 38 ページです。

本案は、社会教育法第 30 条及び茅ヶ崎市立公民館条例第 17 条の規定に基づく南湖公民館の公民館運営審議会委員の委嘱について専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告をし、承認をお願いするものです。

南湖公民館運営審議会委員のうち、所属団体の役職変更に伴いまして、南湖地区社会福祉協議会の所属の委員を変更して委嘱するもので、任期につきましては令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。

茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 4 条の規定により専決処分いたしましたものでございます。報告は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第 8、教委報告第 26 号、茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、人事等に関する案件でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 異議なしと認め、非公開といたします。傍聴の方はいらっしゃいませんね。

午後 3 時 25 分閉会